

○ 建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成十七年国土交通省告示第五百六十六号）
（傍線部分は改正部分）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十七條の二第一号ハ、第二号ロ及び第三号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準を第一から第三までに、並びに同号ロの規定に基づき、建築物の基礎の補強に関する基準を第四に定める。ただし、国土交通大臣がこの基準の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める基準によって建築物の増築又は改築を行う場合においては、当該基準によることができる。</p> <p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第三百三十七條の二第一号ハに規定する建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。</p> <p>イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第二十条第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第二百二十九條の二の四第三号の規定に適合すること。</p> <p>ロ 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、令第二百二十九條の二の五第一項第二号及び第三号の規定に適合すること。</p> <p>ハ 建築物に設ける令第二百二十九條の三第一項第一号及び第二号に掲げる昇降機は、令第二百二十九條の四及び令第二百二十九條の五（これらの規定を令第二百二十九條の十二第二項において準用する場合を含む。）並びに令第二百二十九條の八第一項</p> | <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十七條の二第一号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準を第一に、並びに同号ロの規定に基づき、建築物の基礎の補強に関する基準を第二に定める。ただし、国土交通大臣がこの基準の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める基準によって建築物の増築又は改築を行う場合においては、当該基準によることができる。</p> |

の規定に適合するほか、当該昇降機のかごが、かご内の人又は物による衝撃を受けた場合において、かご内の人又は物が昇降路内に落下し、又はかご外の物に触れるおそれのない構造であること。

二 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁については、昭和四十六年建設省告示第百九号に定める基準に適合すること。

第二 令第三百三十七条の二第二号ロに規定する建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイ及びロに定めるところによる。

イ 地震に対して、法第二十条第二号イ後段及び第三号イ後段に規定する構造計算（それぞれ地震に係る部分に限る。）によつて構造耐力上安全であること又は平成十八年国土交通省告示第百八十五号に定める基準によつて地震に対して安全な構造であることを確かめること。

ロ 地震時を除き、令第八十二条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によつて構造耐力上安全であることを確かめること。

二 建築設備については、第一第一号に定めるところによる。

三 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁については、第一第二号に定めるところによる。

第三 令第三百三十七条の二第三号イに規定する建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイからニに定めるところによる。

イ 増築又は改築に係る部分が令第三章（第八節を除く。）の

第一 建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁（以下「屋根ふき材等」という。）の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイからニまでに定めるところによる。

イ 増築又は改築に係る部分が建築基準法施行令（以下「令」

規定及び法第四十条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

ロ 地震に対して、建築物全体（令第三百三十七条の十四第一号に規定する部分（以下この号において「独立部分」という。）であつて、増築又は改築をする部分以外の独立部分を除く。以下同じ。）が法第二十条第二号イ後段及び第三号イ後段に規定する構造計算（それぞれ地震に係る部分に限る。）によつて構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、法第二十条第四号に掲げる建築物のうち木造のものについては、建築物全体が令第四十二条、令第四十三条並びに令第四十六条第一項から第三項まで及び第四項（表三に係る部分を除く。）の規定（平成十三年国土交通省告示第五百四十号に規定する枠組壁工法又は木質プレハブ工法（以下単に「枠組壁工法又は木質プレハブ工法」という。）を用いた建築物の場合にあつては同告示第一から第十までの規定）に適合することを確かめることによつて地震に対して構造耐力上安全であることを確かめたものとみなすことができる。

ハ ロの規定にかかわらず、新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより建築物を二以上の独立部分に分ける場合にあつては、増築又は改築をする独立部分以外の独立部分については、平成十八年国土交通省告示第八十五号に定める基準によつて地震に対して安全な構造であることを確かめることができる。

ニ 地震時を除き、令第八十二条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によつて建築物全体が構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、法第二十条第四号に掲げる建築物のうち木造のものであつて、令第四十六条第四項（表二に係る部分を除く。）

という。）第三章（第八節を除く。）の規定及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

ロ 地震に対して、建築物全体（令第三百三十七条の十四第一号に規定する部分（以下この号において「独立部分」という。）であつて、増築又は改築をする部分以外の独立部分を除く。以下同じ。）が法第二十条第二号イ後段及び第三号イ後段に規定する構造計算（それぞれ地震に係る部分に限る。）によつて構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、法第二十条第四号に掲げる建築物のうち木造のものについては、建築物全体が令第四十二条、第四十三条並びに第四十六条第一項から第三項まで及び第四項（表三に係る部分を除く。）の規定（平成十三年国土交通省告示第五百四十号に規定する枠組壁工法又は木質プレハブ工法（以下単に「枠組壁工法又は木質プレハブ工法」という。）を用いた建築物の場合にあつては同告示第一から第十までの規定）に適合する尾を_テとを確かめることによつて地震に対して構造耐力上安全であることを確かめたものとみなすことができる。

ハ ロの規定にかかわらず、新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより建築物を二以上の独立部分に分ける場合にあつては、増築又は改築をする独立部分以外の独立部分については、平成十八年国土交通省告示第八十五号に定める基準によつて地震に対して安全な構造であることを確かめることができる。

ニ 地震時を除き、令第八十二条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によつて建築物全体が構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、法第二十条第四号に掲げる建築物のうち木造のものであつて、令第四十六条第四項（表二に係る部分を除く。）

の規定（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあつては平成十三年国土交通省告示第五百四十号第一から第十までの規定）に適合するものについては、この限りでない。

二 建築設備については、第一第一号に定めるところによる。

三 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁については、第二号に定めるところによる。

第四 建築物の基礎の補強に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一～四 (略)

2

の規定（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあつては平成十三年国土交通省告示第五百四十号第一から第十までの規定）に適合するものについては、この限りでない。

二 建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。

イ 屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第二百二十九条の二の四各項の規定に適合すること。

ロ 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、令第二百二十九条の二の五第一項第二号及び第三号の規定に適合すること。

ハ 建築物に設ける昇降機は、令第二百二十九条の四及び令第二百二十九条の五（これらの規定を令第二百二十九条の十二第二項において準用する場合を含む。）、令第二百二十九条の六第一号並びに令第二百二十九条の八第一項の規定に適合すること。

三 屋根ふき材等については、昭和四十六年建設省告示第百九号に定める基準に適合すること。

第二 建築物の基礎の補強に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

一～四 (略)

2